

財務諸表監査の質と監査上の 懐疑に関する論点整理*

鳥羽至英

I はじめに一現在の会計社会が抱えている問題と現状認識

大企業における会計不正がなかなか止まない。オリンパスの財務諸表不正（言明不正：2011）と大王製紙の財産不正（2011）に続いて，東芝の財務諸表不正（言明不正：2015）が発覚した。報道によれば，大王製紙と東芝の場合には数年，オリンパスの場合には20年近く，会計不正が続いていたとのことである。オリンパスと大王製紙の会計不正を受けて，金融庁（企業会計審議会）は，2013年3月26日、『監査基準の改訂及び監査における不正リスクの対応基準の設定に関する意見書』（以下、『不正リスク対応基準』という）⁽¹⁾を公表すると

* 本論文は、学術研究助成基金助成金（挑戦的萌芽研究：課題番号25590106）「監査上の懐疑主義の概念的枠組みの研究」（平成25年度～平成27年度）の研究成果の一部である。

(1) 当時の状況を考えれば、『不正リスク対応基準』がオリンパスと大王製紙の2社に係る監査の失敗を受けたものと推測することができるが、『不正リスク対応基準』における新たな規制内容を、とりわけ大王製紙の監査に結びつけて理解することは、(1) 担当監査法人に対する行政処分がなされていないこと、さらに(2) 当該事例が言明不正ではなく財産不正であることを考えると、難しいようにも思われる。

監査基準の改訂は、国際監査基準との整合性の確保とわが国における監査の失敗を受けた監査業務の強化を目的に行われる。重要なことは、後者の場合には、改訂のきっかけとなった監査の失敗についての詳細な分析を受けて、改訂の主旨と内容が理解できるように行われるべきである。監査の失敗の内実についての詳細で透明性のある分析よりも、事件の幕引きをともかく優先させたいとの意向のもとで、監査基準の改訂は行われるべきではない。

ともに、オリンパス会計不正に関して、オリンパス監査を担当した監査法人（前任のあずさ監査法人与後任の新日本監査法人）に対して業務改善命令を下した⁽²⁾。規制当局の対応によって一応の終結をみたと思われたが、2015年に、わが国の企業社会にさらに大きな衝撃を与える会計不正（東芝事件）が起こった。本事件が財務諸表監査に与える影響は計り知れない。

財務諸表監査の質（以下、「監査の質」という）が問われることとなったのは、上記いずれの会計不正の発覚も独立監査人による監査を通じてではなかったからである⁽³⁾。財務諸表監査が日本を代表するトップ・スリーの大監査法人によって行われていたことも、監査の質に対する社会の不信を招き、事態を極めて深刻にした。金融庁（公認会計士・監査審査会）は、2015年10月5日、会計監査に関する識者8名を構成員とする「会計監査の在り方に関する懇談会⁽⁴⁾」（以下、「懇談会」という）を開催した。わが国の財務諸表監査のあり方に関してさまざまな（そして内容によっては、極めて本質的な）問題が提起されたが、その多くは金融庁行政単独の枠組みのなかでは解決の難しいわが国の会計風土に深く根ざした複雑な問題にも関係していた。懇談会議事要旨全体を総括すれば、各識者が言及した問題は、程度の差こそあれ、わが国の監査の質に関する問題であり、公認会計士および監査法人（以下、「会計プロフェッショナル」という）による監査の質に対する現状認識や危機感を物語るものであった。監査法人の法的責任の議論はさておき、財務諸表の重要な虚偽表示や経営者によ

(2) オリンパス事件に関連した両監査法人に対する行政処分は、それぞれ以下のとおりである。
<http://warp.ndl.go.jp/infoondljp/pid/3532882/www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20120706-6.html>
<http://warp.ndl.go.jp/infoondljp/pid/3532882/www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20120706-7.html>

大王製紙取締役会会長による巨額横領事件に関して、金融庁が調査に入るとの報道はなされたが、この事件に関連して担当監査人である監査法人トーマツに対する業務改善命令を含む処分は行われなかった。http://jp.wsj.com/public/page/0_0_WJPP_7000-360420.html

(3) オリンパスの場合には、不正会計への疑惑が経済誌で取り上げられたことが引き金となった。大王製紙の場合には、関連会社から親会社の取締役会会長の個人口座への多額な資金の振込について、同関連会社から親会社への内部通報が、また東芝の場合には、東芝の社員による金融庁（証券取引等監視委員会）への内部告発が不正発覚の契機となったとのことである。

(4) <http://www.fsa.go.jp/singi/kaikeikansanoarikata/index.html>

る巨額な横領を、監査人が検出できなかったことは紛れもない事実であり、その限りにおいて「監査の失敗」と批判されてもいたし方ないと思われる。しかし、当該監査の失敗の内実がほとんど明らかになっていない状況のもとでの懇談会の開催だけに、「会計監査の在り方」に関する識者の放談に終わった感は否めない。

懇談会議事要旨を読んで驚くことは、第1に、監査の質を高めるには更なる制度改革や見直しが必要であるとの予断が働いていたのであろうか、懇談会の開催を慮ったのであろうか、行政側による対応を求める意見が依然として強いこと、第2に、会計プロフェッション⁽⁵⁾を取り巻く現在の微妙な状況が影響していたものと推察されるが、会計プロフェッション側による現状改革に対する姿勢やそのためのリーダーシップ意識は控えめであり、また、改革を強く促し支援しようとする外部識者の意識や激励も強く感じられなかったことである。会計プロフェッションの意識改革の必要性を示唆する重要な意見もみられたが、全体として、御上の力をあてにしようとする他力本願の意識があまりにも強い。

確かに、わが国の財務諸表監査制度は、全体として、発展・拡大の軌道上にある。しかし、制度導入から現在に至るまで時間の経過とともに積み重なってしまったさまざまな制度疲労部分——公認会計士行政の失敗、複雑な会計・監査制度の失敗、大学学部レベルでの会計・監査専門教育の失敗、公認会計士試験制度の失敗など——を、一行政機関がどんなに力んでも、解決できるとは思われない。

筆者は、これまでの関係者が注いできた努力や抱えてきた苦悩等を無視し、彼らの功績を否定しようとしているのではない。もとより、そのような気持ちは筆者にはまったくない。筆者が指摘したいことは、法の執行に従事する行政

(5) 「会計プロフェッション」という用語は、「会計専門職業」という意味と、会計専門職業全体を統括する組織（日本公認会計士協会）という意味の双方で使われている。

がやるべき本来の役割（監督）、監査という専門職業に社会的な責任を負っている会計プロフェッションがやるべき本来の役割（自己規制改革と社会に向けての発信）、監査業務に従事する会計プロフェッショナルがやるべき本来の役割（監査の質の改善）、大学人（研究者）がやるべき本来の役割（監査の質を高めるための「考える」に根差した批判的・創造的研究）それぞれが、わが国固有の文化と歴史的背景のもとに十分に果たされてこなかったこと、そして、ともすれば関係者の多くが「制度の発展・拡大」という美酒に酔い、よく言えば「前だけを見」、悪く言えば「後をしっかりと見ず」、現在に至ってしまったということである。今回の東芝不正会計事件は、すべての監査関係者にとって、良い意味での「過去との訣別」を可能とする最後の機会であるようにさえ思われる。

懇談会議事要旨において指摘された意見や観察には、監査研究が取り上げなければならぬ基本的で喫緊のテーマが関係し、しかも、直ちに結論を出すことが難しい対立する論点が含まれている。本論文は、「研究ノート」として、監査の質（とりわけ財務諸表監査における懐疑）に関係する議論の方向に影響を与える可能性のある項目について論点整理を行い、今後の監査研究における意味について若干の説明をすることを目的としている。

II 論点1—監査の質（audit quality）なる概念について

監査の質という用語が監査文献において頻繁に使われるようになっているが、その概念内容は必ずしも明確ではない。監査用役（audit service：保証）を提供する監査人の立場から捉える監査の質と、監査用役を利用する財務諸表利用者（社会）がイメージする監査の質とは完全には符合しないかもしれない。さらに、被監査会社も、会計プロフェッショナルが提供する監査の質に関心（利害）があるはずである。ここでは、監査の質を社会の人々（財務諸表を利用する投資家）の視点から捉えることとし、暫定的に「監査の有効性」とほぼ同義

に理解することにする。しかし、何をもって財務諸表監査が有効であった——あるいは反対に、有効でなかった——とするかは、基本的には、監査人に課されている基本的役割（財務諸表の信頼性の保証）に照らして考えるべきであろう。

財務諸表監査が有効に機能していたという場合⁽⁶⁾とは以下である。

- ① 財務諸表に重要な虚偽表示が含まれている場合において、監査人が「一般に公正妥当と認められる監査の基準」（以下、「監査基準」という）の枠組みのもとで実施された監査手続を通じて、当該重要な虚偽表示が検出され、かつ、財務諸表が訂正された場合（無限定適正意見）、あるいは財務諸表の訂正がなされなかった場合においても、それが監査意見（限定意見または不適正意見）に適切に反映された場合
- ② 経営者による巨額な財産不正が行われた場合において、監査人が監査基準の枠組みのもとで実施された監査手続を通じて、当該不正が検出され、かつ、その事実が当該会社のコーポレート・ガバナンス（監査役会等）に報告された場合
- ③ 従業員による巨額な財産不正が行われた場合において、監査人が監査基準の枠組みのもとで実施された監査手続を通じて、当該不正が検出され、かつ、その事実が当該会社の経営者に報告された場合
- ④ 取締役の職務の執行に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する行為が行われた場合において、監査人が監査基準の枠組みのもとで実

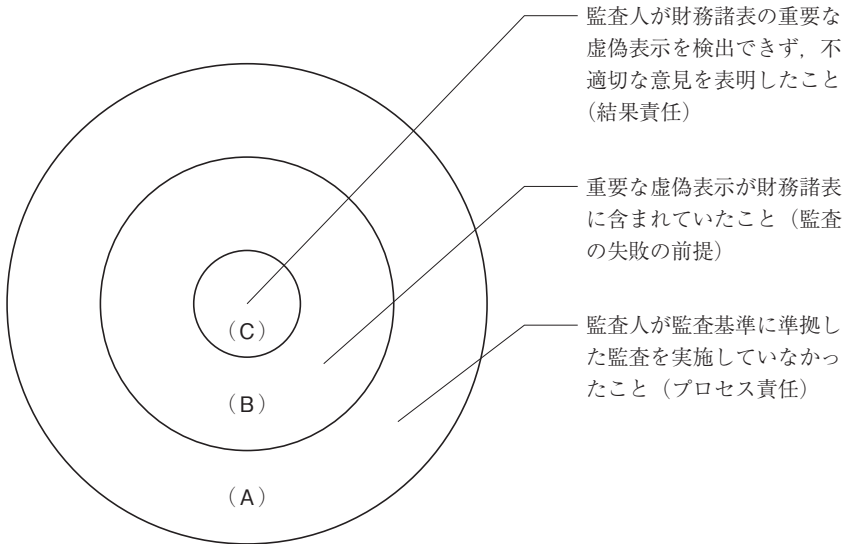
(6) 財務諸表監査が有効に機能した場合とは、①経営者が適正な財務報告に対する社会的責任とその重要性を十分に認識し、適切に機能する内部統制による支援のもとに、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した財務諸表を作成していること、そして②会計プロフェッショナルが監査基準に準拠した監査を誠実に実施し、その結果、当該財務諸表の適正表示を保証する場合である。これは、財務諸表監査制度が当初より想定している状況であり、したがって、この状況が達成されている限り、「監査の質」という用語自体問題とならない。この用語が取り上げられるのは、当該監査が適切に行われなかったことの影響が社会的に無視できず、監査の質をそのまま放置できない、と判断された場合である。

施された監査手続を通じて、当該不正または違法行為が検出され、かつ、その事実が当該会社のコーポレート・ガバナンス（監査役会等）に報告（会社法第397条第1項・第3項）または金融庁に通知（金融商品取引法第193条の3）された場合

上記の理解には、監査の質は、**監査基準に準拠した監査が実施されたこと**によって担保されている、とする理解が前提となっている。すなわち、財務諸表監査の有効性は監査基準の遵守によって担保されることになるので、監査基準に準拠していない監査が行われた場合には、直ちに、当該監査は有効ではなかった、ということになる。アメリカにおける規制当局（Public Company Accounting Oversight Board : PCAOB）が模索する立場は、監査基準に準拠しているか否かによって、財務諸表監査が公共政策的な意味において有効であるかどうかを事前的に評価するものである（図表1のAの部分）と理解することができる。もとより、この立場は、財務諸表の適正表示に問題があったかどうかに関係なく適用されるため、一部の監査研究者（Peecher and Solomon, 2014）は、監査の主題である財務諸表に重要な虚偽表示があったことを加えるべきである（図表1のBの部分）、と主張する。しかし、監査の有効性に財務諸表の重要な虚偽表示を関係づける立場は、アメリカにおいてはSecurities and Exchange Commission（SEC）であろう。SECは、監査の有効性を事後的に——特定の財務諸表に重要な虚偽表示があったことを事実認定したうえで——評価していると考えられる（図表1のCの部分）。監査の有効性——したがって、「監査の失敗」の捉え方にも影響を与えることになるが——をめぐって、規制当局の理解もけっして一枚岩ではない。

しかしながら、**監査基準に準拠していたにもかかわらず**、上記の①から④に示す各事実の検出に至らなかった場合には、当該事実の検出が財務諸表監査における監査人の基本的役割（財務諸表の信頼性の保証）と直接関係するかどうか

図表1 監査が有効でないこと—監査の失敗—の意味



かによって、監査の有効性の意味は異なる。監査基準に準拠していたことが立証されれば（あるいは、少なくとも監査基準に違反していないことが明らかであれば）、監査人の基本的役割に直結する①に関して監査人の法的責任が問われることは**基本的にはない**であろう⁽⁷⁾。万一、法的責任が問われることになれば、監査人の責任は過失責任の枠組みを飛び越え、無過失責任の域に向かってしまうからである。

監査が監査基準に準拠していたにもかかわらず、財務諸表の重要な虚偽表示

(7) 断定はできないが、筆者がこれまでに行ってきた監査文献による限り、監査基準に準拠した監査であったにもかかわらず、監査人の法的責任が問われた事例はなかった。ただ、一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した監査意見（無限定適正意見）の表明であったにもかかわらず、それが監査訴訟の場において認められなかった事例は存在する。アメリカにおける Continental Vending Machine 社事件（United States v. Simon [425F. 2d 796] 1969）、英国における Argyll Foods 社事件（Ashton, R. K. 1986）、カナダにおける Chigbo [1998] である。

が検出されなかった場合には、後述する監査の失敗ではなく「監査基準の失敗」が大きく関係しているかもしれない。あるいは、状況はさらに複雑化するが、監査基準の失敗ではなく「会計基準の失敗」が原因であるかもしれない⁽⁸⁾。しかしながら、財務諸表の重要な虚偽表示が社会に与えた影響が極めて重大な場合には、「検出されなかった」という事実自体が監査人に対して職業専門家としての何らかの反省を求めることになるかもしれない。たとえばオリンパス事件における両監査法人に対する業務改善命令はこれに属する、と理解できるかもしれない。と同時に、監査基準に少なくとも違反していないことが認められた状況のもとで、規制当局が、業務改善命令という形であれ、行政処分を課したことに對しては⁽⁹⁾、会計プロフェッショナルの側には割り切れない部分が残るかもしれない。

その一方で、監査基準における規制そのものに弱点や不十分さがある場合には、監査手続の更なる強化や監査実務上での改善を求める対応が監査基準の改訂という形で行われることも必要であろう。企業会計審議会による『不正リスク対応基準』の新たな設定は、そのような文脈のもとに理解するのがよいのかもしれない。前述の②から④については、それらが財務諸表監査の基本的役割ではないところから、監査人にとって反省の材料とはなるであろうが、監査基

(8) たとえば、Continental Vending Machine 社事件は、関連当事者間取引 (related party transaction) に関する会計基準が設定されていない状況のもとで起こった。

(9) この問題の根底には、非常に微妙な部分があることを認識しておく必要がある。当該両監査法人には監査基準に違反していなかったとの事実認定が行われていたとしても、そこにいう監査基準を金融庁（企業会計審議会）が公表した『監査基準』を強く意識するか、それとも日本公認会計士協会（監査基準委員会）が公表した『監査基準委員会報告書』等を強く意識するかによって、監査基準に準拠していた（準拠していなかった）の解釈も異なるからである。穿った見方をすると、当局はやはり、そして敢えて『監査基準』の規制内容に照らして判断していたのではなからうか。財務諸表監査がその本来の目的を果たしている場合には、監査報告書に言及されている「一般に公正妥当と認められる監査の基準」の実質をどのように理解しても、さして大きな問題にはならないが、監査人の責任を云々しなければならぬ状況になると、この問題は非常に大きな意味を監査関係者に投げかけることになる。監査報告書に記載される「一般に公正妥当と認められる監査の基準」が抱える『監査基準』と『監査基準委員会報告書』等との間の問題が、再び、今回のオリンパス不正会計事件をきっかけに表面化したと考えるのは下衆の勘ぐりであろうか。

準の改訂には至らないであろう。

以上の状況とは反対に、監査人が監査基準に準拠していなかった場合には、当該監査は、①に関連して、財務諸表利用者にとって有効ではなかったこと、したがって、第三者に対する監査人の法的責任が生じること、また、規制当局との関連においては監査法人に対する業務改善命令と担当監査人個人に対する業務停止命令等が生ずること、②・③に関連して、被監査会社（執行の機関）から債務不履行を訴因として損害賠償責任の可能性が生ずること、そして④に関連して、被監査会社（監督機関または監査機関の立場）から不法行為を訴因とした損害賠償責任あるいは監督官庁から行政処分を受ける可能性が生ずる。監査の質の問題は、直ちに監査人の法的責任の問題と連動するわけではないことにも注意する必要がある。この点は監査の失敗を取り上げる場合も同様である。

Ⅲ 論点2—監査の失敗（audit failure）なる概念について

監査の失敗（audit failure）という用語が内外の学術論文やマスコミ報道でも頻繁に言及されている⁽¹⁰⁾。監査という機能が十分に働かず、結果として無限定適正意見の表明を許してしまった状況と広義に、しかし、監査意見に結びつけて定義する立場もあれば（鳥羽他 2015, 162）、「監査人が一般に認められた監査基準に準拠せず、誤った意見を表明してしまう状況」と、監査基準をそこに介在させることにより、多少狭めて理解する立場もある（Arens et al. 2003, 109）。さらに、「重要な虚偽表示」を追加し、監査の失敗の意味内容をさらに絞るべきであるとする主張（Peecher and Solomon 2014）もある。これに対して、当該監査人の法的責任が裁判によって確定した場合（敗訴）に限って使用されるべきであるとする、会計プロフェッショナルの立場もある（伊藤

(10) 「監査の失敗」概念の多義性・曖昧さについて要領よく纏められている文献としては、亀岡（2016）がある。

2010)⁽¹¹⁾。「失敗」という用語は軽々に使用されるべきでないとの主張自体、分らないわけではない。監査の失敗なる概念に対する最も狭義な理解である。以上のいずれの理解の根底には、監査の失敗は監査の主題である財務諸表との関係において、とりわけ監査意見に関係づけられるべきである、という共通点がある⁽¹²⁾。

しかしながら、この概念を、監査契約当事者である経営者が観念することも可能である。監査契約の当事者である企業（経営者）の立場からすれば、会計プロフェッショナルが実施した監査の質に問題があり——具体的には、監査基準に準拠した監査が実施されなかったことにより——、被監査会社が何らかの経済的損害を受けた場合は、契約当事者の自然な気持ちとして、当該財務諸表監査は失敗であったと感じるのであろう。換言すれば、監査契約違反——実質的には監査基準違反——は、契約当事者からみれば監査の失敗である。この考え方に従えば、言明不正（故意による財務諸表の虚偽表示）であろうと、経営者による財産不正であろうと、さらに従業員による財産不正であろうと、監査が監査基準に準拠して行われなかった場合には監査の失敗であり、したがって監査人は相当の（会社側の過失相殺を認定した後の）法的責任を負うべきである、という主張となる。会計プロフェッショナルに対する被監査会社による訴訟（日本長期信用銀行監査訴訟 [大阪地裁平成19年4月13日判決] やナナボシ監査訴訟 [大阪地裁平成20年4月18日判決]）は、監査の失敗に対するこのような理解が背景の1つにあると思われる。

このように、監査の失敗なる概念をいかに理解するかは、財務諸表監査を捉える主体が誰であるかによって影響を受け、ここに、この概念を扱う際の難し

(11) この立場を監査の質に適用すると、法的責任が確定した時にのみ、当該監査は有効でなかったとの結論になる。

(12) 監査の失敗の概念規定に関するこの立場は、最新の監査研究（亀岡 2016）においても「監査の失敗を『財務諸表に重要な虚偽表示があるにもかかわらず、監査人が誤った結論を表明してしまった状況』と暫定的に捉えておく」と、一応引き継がれている。

さがある。監査の失敗は、当然のことながら、監査の質に不十分なところがあったことと表裏一体の関係にある。「失敗」という言葉が当事者（監査人）に対する法的責任の追及を引き起こしかねない響きを有しているため、「監査の失敗」の意味内容はもっと限定された形で規定されるべきである、という主張には頷ける部分もある。

しかしながら、法的な議論はさておき、（財務諸表）監査の議論においては、とりわけ社会的に重大な影響を結果として及ぼした会計不正——言明不正であろうと財産不正であろうと——を検出できなかったことは、監査人に求められている役割（職務）が果たされなかったことを意味し、基本的には失敗と捉えられるべきであろう¹³⁾。財務諸表監査の主たる目的は、投資家（財務諸表利用者）に財務諸表の信頼性を保証することにある。この点を最大限に重視すれば、監査の失敗という概念は、投資家（財務諸表利用者）の立場および一般投資家の保護と証券市場の機能の維持に責任を負う規制当局の立場をまず尊重すべきであろう。

本稿では、監査の失敗を、会計プロフェッショナルによる財務諸表監査が十分に機能せず、結果として、そこにおいて予定されている役割（職務）が適切に遂行されなかった監査の状態と定義する。この定義は、識者の間で現在主張されている定義のなかで最も広義であろう。というのは、監査の失敗が、①監査基準に準拠していなかったこと、②財務諸表に重要な虚偽表示が存在してい

13) 「基本的には」とあえて述べたのは、財務諸表監査において監査人が受けるさまざまな制約を考慮すれば、当該不正を検出することはほとんど不可能に近い、したがって学術的には、当該監査において監査人が遭遇した監査の状況は「監査の限界」として位置づけられるべき場合も、当該監査の内実を分析した結果によってはあり得るからである。その意味において、当該監査において監査人がどのような監査状況に直面していたのか、それに対してどのような監査手続を実際に行っていたのか、さらには、どの程度財務諸表について職業的懐疑心を働かせていたのか等、監査法人内で行われていた監査の内実が、限界はあるものの、明らかにされる必要がある。監査の失敗と監査の限界の違いは紙一重である場合もある、それゆえ、監査の限界を明らかにするためにも、特定の監査の失敗の内実が丁寧に分析され公表される必要がある。その意味でも、山一証券不正会計事件（1998）とオリンパス不正会計事件（2011）は学問的に出来る限り深く分析されることが求められている。

たこと、あるいは③監査訴訟において監査人が敗訴したことといった、監査人の法的責任の認定に直接影響するような用語を避け、財務諸表監査において監査関係者から求められている監査人の役割（職務）が適切に遂行されていなかったこと、と規定されているからである。

監査の失敗という概念自体は、当該財務諸表監査に従事した会計プロフェッショナルの法的責任の議論からは切り離して使われるべきある。また、この概念を広義に理解することにより、たとえ法的な責任が問われなかった場合でも、監査が十全には遂行されていなかったことに対する省察とそれに基づく監査の質の改善につながる行動を、会計プロフェッションと会計プロフェッショナルに対して示唆することが、実学としての監査の学問のあり方として重要である、と考えるからである。

わが国では、社会的に影響の大きな会計不正が起こっても、その状況や内実が監督官庁（金融庁）や会計プロフェッション（日本公認会計士協会）から十分に明らかにされることはない。とりわけ、監査人を取り巻く状況がどのような状況であったのか、なぜ監査人は会計不正に辿りつくことができなかったのか、いかなる監査判断のミスが監査の失敗に繋がったのかなど、将来における監査の失敗を防ぐ意味で非常に重要な監査の実態（とりわけ、監査判断の状況）を示す情報があまりにも秘されているように思われる。監査人全体にとって教訓や省察の材料となるべき監査の実態が公式な形で十分に伝えられることがないことは、わが国における財務諸表監査の健全な発展にとって、本当に不幸なことである⁽¹⁴⁾。

監査基準の改訂を受けて、会計プロフェッショナルが監査の質の改善に努力しても、また会計プロフェッションが経験した監査の失敗を奇貨として、その後の監査手続の強化に努めても、監査法人が粉飾決算や巨額な財産不正を検出したという「監査の成功」が社会に伝えられることはない。社会の人々に伝えられることは、いつも監査の失敗についてである。経営者が用意した複雑な不

正スキームの存在に、なぜ日本を代表する監査法人は気づかなかったのか、経営者の圧力（“チャレンジ”）を受けて経営管理者が各部署で走った不正会計工作に、日本を代表する監査法人がなぜ長期間気づかなかったのか、その徴候を嗅ぎ取ることさえできなかったのか、監査手続自体に欠陥があったのか、監査人の懐疑心を蝕む文化が監査法人全体を覆っていたのか、それとも、それらは監査の失敗ではなく監査の限界を示唆しているのか等、冷静な分析や考察を必要とする重要な問題がそのまま取り残されているように思われる。規制当局は関係した会計プロフェッショナルの処分を通じて、できるだけ事件の早い幕引きをしたいとの意識が強く働いているようにさえ感じられる。会計プロフェッションの側は、いかに社会的影響の大きな会計不正が起こっても、守秘義務を盾に、ひたすら沈黙を続けているように外部からは見える。

監査人が財務諸表の重要な虚偽表示を検出していたにもかかわらず、それを監査意見に適切に反映しなかった場合、あるいは経営者による財産不正を検出していたにもかかわらず、コーポレート・ガバナンスを構成する会社の機関（監査役会等）にその事実や状況を報告しなかった場合は、監査人による故意または重大な過失による監査の失敗と捉えるべきである。これらの場合は、一般的には、監査人の側において精神的独立性そのものが毀損した例として説明されてきた⁽¹⁵⁾。規制当局、会計プロフェッション、そして監査研究者は、これまでの財務諸表監査の歩みのなかで、とりわけ精神的独立性の喪失は監査制度

(14) 行政処分の対象となった会計プロフェッショナルの監査の失敗についての金融庁の情報公開は、従来と比べると、相当改善されてきている——この方向はさらに推し進めていただきたい——。しかしながら残念ながら、依然として不十分である。監査の失敗についての記述は、会計プロフェッショナルに対する処分の根拠を示すうえで必要な範囲に留められており、今後の監査の質の向上にとっての核心部分——いかなる監査状況のもとで、監査人がどのような判断を行ったことが監査の失敗に結びついたのか——が明らかにされていないからである。

建前（公認会計士法第34条1項）としては、金融庁が行政処分に関連して実施した検査内容・結果等は、所定の手続きを踏めば、その謄本を入手することは可能である。しかし実際は、監査法人と被監査会社の名称部分を除いて、ほとんどが黒塗りであり、利用できる状態ではない、とのことである。日本公認会計士協会については、守秘義務が情報公開を阻む盾になっているのであろう。監査業務審査会が何をどう判断したのか、まったく分からない。これがわが国の現状である。

の根幹を揺るがす重大な事項であることを会計プロフェッショナルに啓蒙し、また繰り返し警告してきた。しかし、比較的最近の監査研究 (Brown and Calderon, 1993 and 1996) は、監査の失敗事例に占める精神的独立性の欠如事例の割合は減少し、反対に、監査人の判断ミス、監査人の疑い不足 (職業的懐疑心の欠如・不足)、経営者に対する過度の信頼 (経営者の陳述を鵜呑みにする傾向) など、監査人の監査姿勢そのものに起因していることを示唆する事例が増加していることを指摘する。

もとより、監査の失敗をめぐる状況はその時々々の個々の状況によって異なる。しかし、監査人が財務諸表の重要な虚偽表示を看過し、あるいは巨額な財産不正を検出できなかったことは、結論的には、経営者に騙されたことになる。なぜ、会計プロフェッショナルは監査に関する職業的専門家でありながら、なぜ経営者にたびたび騙される (そして、騙されてきた) のであろうか。監査研究者が監査研究において最も心を配らなければならない点は、まさに、この一点であろう。

IV 論点3—経営者と監査人との間に存在する利害の対立

財務諸表監査において、被監査会社と監査人との関係をどのように理解するかは重要な問題である。経営者と監査人との間には、「本質的な利害の対立はない」と想定するのか (Mautz and Sharaf 1961: 以下「マウツ公準」)、それとも「両者の間に潜在的な利害の対立はある」と想定するのか (Robertson 1976; Cohen Commission 1978: 「ロバートソン公準」) という監査公準に関する問題である。この問題は、かつて、監査公準論の領域で取り上げられたことのある、ある意味では陳腐化したテーマであるが、職業的懐疑心の深度あるい

(15) もっともこの指摘は、精神的独立性をどのように規定するかという本質的な問題にも関係している。監査研究 (亀岡 2016) では、精神的独立性に起因する監査の失敗は必ずしも「故意」責任が追及されている事例に限らないことが指摘されている。

は監査上の懐疑のあり方を考えるうえで、現代的な意味を有している。

現代の財務諸表監査は、財務諸表の作成に第一義的責任を有している経営者と財務諸表を監査する監査人の双方が財務諸表の適正表示に等しく関心を持ち、それに向けて両者が協力する責任・義務を負っていることを監査契約において相互に認めあう、という構造のうえに成立している。この構造は基本的には、マウツ公準と整合する。しかし、過去において——アメリカにおいてだけでなく、わが国においても——繰り返されてきた監査の失敗は、経営者には財務諸表を歪めて表示するインセンティブが潜在的にあること、すなわち、財務諸表には重要な虚偽表示が含まれている可能性があることを裏づける結果となり、ここに「経営者と監査人との間には、潜在的な利害の対立がある」ことを認めるロバートソン公準の現実的な意味が一段と認識されるに至った。監査の失敗を繰り返してはならない監査人にとって、また、監査の質を絶えず高めなければならない監査人にとって、経営者と監査人との間の「潜在的な利害の対立」を強く認識し、その認識に基づいて監査手続を選択・適用することは重要である。

重要なことは、第1に、これら2つの公準は代替的な関係ではなく補完的な関係にあること、第2に、それぞれの監査公準が職業的懐疑心の水準に関して示唆することは必ずしも同じではない、ということを確認することである。「監査人は、なぜ、経営者に騙されるのか」という社会の批判は、監査人が前者の公準に囚われ、後者の立場をしっかりと受け止めてこなかったことに対する不満であろう。マウツ公準を強く監査人が意識すれば、監査人は立証のテーマをアサーション (assertion) として捉え、全体としてはアサーションについてそれほど強い懐疑心を抱くことなく立証を終えることができる——換言すれば、確証傾向が結果として促されることになる。反対に、ロバートソン公準を強く意識すれば、監査人は経営者のアサーションに対する疑いを強めるようになるであろうし、状況によっては立証のテーマを、経営者の視点を反映するアサー

ションではなく、監査人の視点を反映した命題 (proposition) として設定することが必要となる。

筆者は、上記の公準自体の優劣をここで決めようとしているのではない。両公準は、いずれも財務諸表監査に対する現実的な認識を反映したものであり、そのいずれも無視することはできないことを主張しているにすぎない。経営者が監査人を騙し虚偽の財務報告を過去において何度も繰り返してきた事実がある以上、監査人はますます財務諸表を疑ってかかる姿勢を強めなければならない。監査人は、財務諸表の適正表示に第一義的な責任を負っている経営者が作成した財務諸表については信頼できるものであると一応受け止め、そのうえで、当該財務諸表には重要な虚偽表示が含まれている可能性を認識し、懐疑心の程度を強めつつ、経営者のアサーションが正しいことを立証しなければならない、という二律背反的な関係におかれている。このような立ち位置に監査人を置かせているものこそ、財務諸表監査が本質的に有している言明監査の構造と関連する上記2つの公準に他ならない。後で取り上げる確証傾向も、実は、このような財務諸表監査の構造が内包する判断特性なのである。

V 論点4—「監査上の懐疑」か、それとも「監査人の懐疑心」か

監査の失敗を引き起こす要因の1つとして、確証傾向 (confirmation proneness)⁽¹⁶⁾が指摘されている (Bamber et al. 1997)。確証傾向 (確証バイアス [Hardman 2009, 94, 98]) とは、人の判断にみられる一般的特性 (一般的傾向) を指し、その内容は、人は自分の主張に役立つ情報 (証拠) を入手するように努め、反対に都合の悪い情報の源泉への接触はあえて避けようとし、また、自己の主張の立証については少量の証拠で結論を下そうとする思考の特性や

(16) この用語に代わって、確証バイアス (confirmation bias) が使用されることもある。しかし、言明監査としての財務諸表監査の本質的屬性を強調するならば、確証傾向という表現の方が的を射ているように思われる。

傾向と説明される。監査における確証傾向とは、特定の立証のテーマ（アサーションまたは立証命題）の確からしさをより深く疑い、質的にも量的にも十分な監査証拠を入手して立証しなければならない状況にあるにもかかわらず、不十分な証拠で、時には当該立証のテーマの立証に貢献する証拠の入手だけを急ぎ、当該立証のテーマの立証には貢献しない監査証拠の入手には消極的になる／積極的にならないという、監査手続の実施に際してのバイアスのかかった監査人の消極的な傾向や姿勢（心理）を意味する。問題は、このような監査現象がどうして生ずるかという点である。

監査人自身の個人的特性（traits: Hurtt 2010）に起因しているのか、監査人を取り巻く環境的要因（たとえば監査予算の制約や監査締切日等：Landsittel 2000）に起因しているのか、あるいは会計事務所内部の組織文化に起因しているのかを含め、財務諸表監査における確証傾向を引き起こす要因に関する研究（概念研究と実証研究の統合）が必要なように思われる。もとより、バイアスのかかった監査手続の選択・適用は排さなければならない。重要な点は、確証傾向を引き起こす要因をどのように理解するかによって、監査手続のあり方を巡る問題を解決するための処方箋は異なり得るのではないか、という点である。確証傾向は財務諸表監査そのものの構造的な性格によって引き起こされていることをまず認識することが、監査上の懐疑や職業的懐疑心を考究するうえでも必要である。なお、後述するように、監査上の懐疑と職業的懐疑心は異なるものとして取り扱われている（図表2のゴシックに注意されたい）。

確証傾向は、監査人の認識行動を「アサーションの裏づけ」を中心として説明する現在の監査理論——おそらく実際の監査実務もそうであろう——に関係している。しかし、監査人が被監査会社の監査において不自然な状況に直面した場合、その監査人がアサーションの裏づけのみに囚われるような監査手続をしているとは考えにくい。懐疑的な監査人であれば、不自然な状況が「財務諸表の重要な虚偽表示」を示唆しているのではないかと当然に判断し、さまざま

な探りを入れるはずである。この探りは、たとえば売掛金期末残高の監査を例にとれば、

- ① 売掛金期末残高には架空の売掛金が含まれているのではないか
- ② 売掛金口座自体（顧客自体）が実在しないのではないか
- ③ 売掛金期末残高に対する確認回答が得られていないことは、売掛金がそもそも実在していないことを示しているのではないか
- ④ 上記③に対する疑念を払拭するため、決算後の入金事実を確かめたら、期末売掛金額と同額が振り込まれていた。この事実は、売掛金残高の期末時点での実在性を裏づけているものと推定してよいか
- ⑤ 上記④について翌月の入金事実は確認できなかった。このことは、売掛金の実在性を結果として否定するものではないのか
- ⑥ 上記④の入金自体が仮装されているということはないのか

等々である。売掛金期末残高の実在性という監査要点1つだけをとってみても、これだけの探りは容易に可能である。これらの探りはアサーションのレベルでの探りではない。というのは、上記の①から⑥のいずれも、経営者の立場を反映するアサーションとは符合しないからである。むしろ、それらは監査人独自の視点から売掛期末残高の実在性を否定する可能性のある立証のテーマをあえて観念し、それに繋がる事実をなんとか検出したい、あるいはそこにたどり着きたいとする意識の表われとみななければならない。まさしく、それらは監査人の立場を反映した立証のテーマ——監査命題——に他ならない。否定的内容をもつ立証のテーマについては、論点6において詳説する。

以上のことは、現在、世界の会計プロフェッションと監査研究者が熱い視線を注いでいる監査上の懐疑は、

- (1) 監査人自身が有している個人的特性 (traits) は「疑う」という監査人に必要な資質とどのように関係しているのか——監査人特性のレベル

- (2) 財務諸表を疑うことに対する監査人の感度を組織的にいかに高めたらよいか——監査人を取り巻く組織環境のレベル
- (3) 入手すべき監査証拠の種類や量をどのように変えることによってアサーションについての立証を強めたらよいか（アサーションの確からしさに対する信念をどのように強めたらよいか）——証拠のレベル
- (4) 監査人は経営者の作成した財務諸表の真実に迫ることのできる知識をどのように得たらよいか（an auditor's way of knowing）——立証のテーマのレベル⁽¹⁷⁾

の4つによって規定される必要があることを示唆している。(3)と(4)は一見類似しているが、そこでの狙いは異なる。(3)は立証のテーマをアサーションとして捉えるのに対して、(4)は立証テーマそのもののあり方を問題とする。換言すれば、経営者の立場を反映する立証のテーマ（アサーション）を裏づけるという立証のアプローチ（実証主義）の他に、経営者の立場と対立する立証のテーマ（否定的命題）をあえて観念し、それを否定することによって経営者のアサーション自体を裏づけるという、もう一つの別の立証のアプローチ（反証主義）を用意する必要がある⁽¹⁸⁾。本論文は、反証主義の財務諸表監査への適用を模索することが、懐疑の幅（範囲）を広め、延いては監査人の職業的懐疑心の水準を高めることになるのではないか、との問題提起をしている。

監査上の懐疑という概念は、広義には(1)・(2)・(3)・(4)それぞれを包含する概念として規定される必要がある。先行研究が関心を払っていた領域は(1)・(2)に関連し、それは監査上の懐疑における監査人の心の作用——すなわち監査人の懐疑心——として位置づけられる関係にある。監査上の懐疑に関する監査研究は(1)・(2)・(3)・(4)を相互に結びつけるような形で行われるべきである（図表2参照）。

(17) ここでいう「知識」とは、真か偽のいずれかを決定できるという情報という意味ではなく、確からしさの程度をもつ情報という意味である。

図表2 監査上の懐疑の概念的構図—個人と組織・懐疑心と立証

	認識のレベル	具体的な認識レベル	認識レベルの特性・関連概念	懐疑心についての先行研究が対象としていた領域(○)・対象とされ始めた領域(△)
監査上の懐疑 Audit Skepticism	認識主体	個人レベル (Hurttt 2011)	トレイト (traits)	○
		組織レベル (SAS No. 99)	組織文化 組織体制	○ 監査チーム
	認識客体	立証テーマのレベル (認識の幅・広さ: 鳥羽 2010)	アサーション (実証主義)	○
			立証命題 (反証主義)	△
		疑う程度のレベル (認識の深さ・深度: Panel 2000; Bell et al. 2005)	中立的懐疑心 (Neutrality view)	○
			推定的懐疑心 (presumptive doubt view)	

(18) 財務諸表監査において監査人が認識の対象として設定する立証のテーマは、財務諸表における経営者の会計上の主張を受けて、それを肯定するような構文形式で設定される。それ故、経営者の視点を反映したアサーションを監査人がそのまま受け入れて立証のテーマ(立証命題)として設定した場合には、それに対して付された用語(アサーションまたは命題)の表現上の違いはあるものの、基本的には同一である。

たとえば、貸借対照表に表示された売掛金期末残高100百万円について、経営者は「売掛金期末残高100百万円は実在している。」を主張していると理解し、監査人はそれを立証の対象(立証命題)——すなわち「売掛金期末残高100百万円は実在している。」(A)——として認識する。あるいは、同じ売掛金に関して、「売掛金期末残高100百万円には、重要な架空の売掛金は含まれていない。」(B)を認識することも可能である。Bは構文的には否定文であるが、その意味するところは財務諸表の適正表示を肯定する意味内容である。

しかし、立証のテーマがA形式で規定されるか、B形式で規定されるかによって、監査手続を実施する際の懐疑心の深度は異なる。Aにおいては、監査人は「実在している」を裏づける監査証拠をできるだけ入手するという方向に監査人の意識は強く向かうことになるが(実証主義)、Bにおいては「売掛金が架空であること」を裏づける証拠(負の証拠)を見つけにかかるといふ方向に監査人の意識は強く働くであろう。そして重要な売掛金口座の実在性を否定する証拠が得られなかった場合には、立証命題Bは立証されたものとして受け入れられることになる。

VI 論点5—「中立的懐疑心」それとも「推定的懐疑心」

先行研究は、監査人の認識はアサーションを裏づける（実証する）ことであるという考え方に基づいて、監査上の懐疑を基本的には監査人の職業的懐疑心の問題——疑うという監査人の心理の問題——として捉えるとともに、懐疑心の程度として、**中立的懐疑心** (a neutrality view)⁽¹⁹⁾と**推定的懐疑心** (a presumptive doubt view) という2つの立場を識別してきた。前者はアサーションの確からしさについて予断をもってはいけなことを強調し、後者はアサーションの確からしさについて疑^てか^かる^こを強調する立場である。アメリカ公認会計士協会の監査基準書 (Statements on Auditing Standards) において、これら2つの異なる立場を象徴的に表現する上記2つの用語は明示されていない⁽²⁰⁾。しかし、懐疑心の深度（深さ：depth）を示す立場として、後者が視野に入ってきたことは、監査基準書第99号に示された監査手続の内容からも明らかである。それゆえ、本論文では、両概念はともに監査人の懐疑心の深度を表わす概念として位置づけられている。ただ、1つの疑問は、中立的懐疑心という立場は監査基準において現在認められているのか、という点である。というのは、この立場を示唆する監査基準書上の関連部分は、監査基準書第99号においては削除されているからである。このことは、監査人の懐疑心の程度は、監査状況の如何にかかわらず、単一水準（推定的懐疑）ということなのであろうか。監査基準書第99号を境にして、証拠レベルで捉えられる監査人の職業的懐疑心の程度が大きく変わった。しかし、これだけでは、監査人の懐疑心に関

(19) 中立的懐疑心についてこれまでなされてきた説明は、厳密さを欠いている。それは経営者の誠実性に直接関係づけて説明されてきたことである。このような関係づけを行ったのはアメリカ公認会計士協会の公表物（とりわけ Cohen Commission 1978, 38: SAS No. 16; No. 53, par. 16）であるが、契約当事者である経営者と協力しつつ、かつ、経営者と対峙しなければならない会計プロフェッショナルの立場を鑑みれば、上記のような関係づけに至ったことは十分に理解可能である。

(20) これら2つの考え方を示した文献は、前者は Panel (2000)、後者は Bell et al. (2005) である。

して生ずる重要な問題（測定の問題）は解決されていない。

かりに監査人の懐疑心の程度を「深さ」（深度）という概念で捉えたとしても、その深度は、監査現場において監査人が抱く「疑う」という心の状態やその変化を説明できる内容を具体的に示しているのであろうか。たとえば、特定の監査手続（あるいは特定の監査手続の組み合わせ）が示された場合に、それは中立的懐疑心を反映したもの、あるいは、推定的懐疑心を反映したものと明確に峻別できるのであるか。もしかすると、監査手続自体には違いがないのかもしれない。もしそうだとした場合、監査上の懐疑（懐疑心）の議論はどのような方向に進めるべきなのであるか。筆者が抱えている難題である。

SECは『会計・監査執行通牒』（『通牒』：Accounting and Auditing Enforcement Releases：AAER）において、特定の監査の失敗に関連して、監査人はもっと職業的懐疑心を発揮すべきであったとの判断を下すことを通じて、監査認識の不十分さを指摘する。では、どのような事実認定が当局の判断の根拠になっているのであろうか。現在の監査理論は、懐疑心の深度を表わす概念として上記2つを識別しているが、それで監査人の「疑う」（doubt）という心の状態——すなわち疑う程度——を説明できるのであるか。

監査基準書第99号は懐疑心の程度として長年維持・継承されてきた中立的懐疑心に決別し、推定的懐疑心に移行したと解釈されている。その理由は、すでに言及したように、中立的懐疑心を示唆する従来の監査基準書の関連部分が監査基準書第99号において削除されていることである。また、監査研究者（Bell et al 2005, 21-22; Nelson 2009, 3）によれば、規制当局が監査の失敗を見る視点はすでに推定的懐疑心に移っている（移りつつある）とされている。では、いかなる事実をもって懐疑心の深度が変わったと判断しているのであろうか⁽²¹⁾。中立的懐疑心は、財務諸表監査においてもはや許容されない監査人の懐疑心の深度なのであるか。懐疑心の深度は監査人を取り巻く状況や監査人が得た情報（証拠）によっても変化しうるものであろう。また、その深度は期中監査と

期末監査とでは、さらに内部統制監査と財務諸表監査では異なるかもしれない。監査人の職業的懐疑心に関する監査理論は、ここに列挙したさまざまな疑問や問題に対して答え得る概念上の枠組みをまず模索する必要がある。

Ⅶ 論点6—監査人は何を立証するのか—

財務諸表監査における立証のテーマは何か

財務諸表監査において監査人は何を立証するのであろうか——財務諸表監査における立証のテーマは何か——。より教科書的な答を用意するとすれば、経営者の言明（＝財務諸表）が適正に作成されていることを、監査人が監査手続⁽²²⁾を通じて——証拠に基づいて——立証することである。この答え自体は誤りではないが、監査人が財務諸表の適正表示を証拠に基づいて直接立証する（確かめる）ことを示唆している。しかし、この説明は厳密には（学術的には）正しくない。監査人が証拠に基づいて直接立証しようとする立証のテーマは、財務諸表という言明（statement）に含められている経営者の会計的主張であり、言明それ自体ではない。すなわち、財務諸表監査において監査人が従事する認識は当該立証のテーマの確からしさの程度を証拠に基づいて決定することであり、当該言明自体の確からしさを直接決定することではない。

立証のテーマに関する上記の理解は、財務諸表監査における監査人の認識のあり方だけでなく、たとえば財務諸表監査における懐疑のあり方を理解するう

(21) 林教授（2013）は、懐疑心の程度に関し『通牒』において使用されたさまざまな英語表現を検索し、この疑問に答えようとした。しかし、この疑問を解くための手掛かりを英語表現の違いに求めることには、大きな限界があるのではなからうか。『通牒』において示されている監査状況（監査証拠の種類・入手時期・証拠の評価・その後のフォローなど）を個々に、しかも丹念に分析し、それを受けて、当局が総合的にどう判断したかという形での分析でなければ、われわれが知りたい「懐疑心の深度」の測定にはたどり着くことはおそらくできないであろう。ただ、1つの予想しうる懸念は、『通牒』にはそのような分析を可能とする情報の量が提供されているかであろう。いずれにしても、懐疑心の測定の問題は簡単ではない。

(22) 本稿における監査手続とは、「特定のアサーションについて監査証拠を入手・評価し、適合する監査技術を選択・適用することを通じて、当該アサーションの確からしさについて信念を形成するプロセス」である（鳥羽他 2015, 210）。

えでも重要である。というのは、監査人がいかなる監査手続を選択・適用するかは、いかなる立証のテーマを識別し、それを立証の対象に置くかによって影響を受けるからである。監査手続はすぐれて立証のテーマ志向的である。立証のテーマは、監査の主題（＝財務諸表：鳥羽他 2015）を肯定する形で設定される場合もあれば、監査の主題を否定する形で設定される場合もある。また、立証のテーマは明示的に設定されるもの（設定できるもの）と、監査人の内的過程において観念されるもの（黙示的に設定されるもの）とがある。財務諸表監査において、このような特性をもつ立証のテーマをどのように捉えたらよいのであろうか。この問題についての更なる論点整理は論点7においてなされている。

監査の主題として当事者の言明（財務諸表）が監査人に与えられている場合には、監査人は財務諸表に表示された項目それぞれが有する会計的意味を比較的容易に、そして明示的・黙示的に識別することができる。財務諸表にいかなる会計的意味が含まれているかを規定するものが、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（以下、GAAPと略す）である。GAAPは制度的に受け入れられた確立された会計規範であり、それ故、財務諸表監査において立証の対象として識別される立証のテーマは、それが財務諸表の適正表示を肯定（支持）する形で規定されている限り、基本的にはすべての監査人によって共有されるものである。監査の文献で頻繁に使用されているアサーションは、財務諸表の適正表示の達成に貢献する形で規定された経営者の会計的主張に他ならない。監査基準が明示し規範性を与えている監査要点（audit objectives）とは、アサーションにおける立証上の中核的狙いどころ（監査目標ないし立証目標）を表現したものである。財務諸表監査における監査人の通常の認識活動はアサーションの世界で行われ、ほとんどの場合（言明不正であれ財産不正であれ、重大な不正が関係していないと判断される場合）、実証主義のもとで財務諸表監査の目的は達成されることとなる。

このことは、換言すれば、財務諸表監査において監査人が明示的に設定する立証のテーマは財務諸表の適正表示を支える（肯定的）アサーションであり、**基本的には、適正表示を否定するアサーションは許されないという点である。**「基本的には」という限定をつけたのは、状況によっては否定的な立証のテーマの設定し、より突っ込んだ監査手続の実施が必要な場合があるからである。財務諸表監査において、監査人が否定的な立証のテーマを識別するということは、どのようなことを意味しているのであろうか。また、それは、監査上の懐疑とどのように関係するのであろうか。最後の論点整理として、立証のあり方と立証のテーマを取り上げることとする。

VIII 論点7—立証のあり方と立証のテーマ—

否定的な立証のテーマに関連して

立証のテーマに関する概念の理解で重要なことは、監査人の立場を反映した立証のテーマについては命題という概念で捉え、アサーションとは区別されなければならないことである。否定的アサーション（negative assertions）⁽²³⁾という概念自体が矛盾を含んでいるからである。経営者による言明不正の疑いがある場合（A）や経営者による重大な財産不正の疑いがある場合（B）には⁽²⁴⁾、否定的命題を監査人が観念する（心のなかで認識する）。たとえば監査人が貸借対照表に表示された売掛金期末残高100百万円について重大な懸念を抱くようになった場合（上述のAの場合に該当）には、その懸念を否定的命題として

(23) 否定的アサーションを取り上げた監査研究がないわけではない（Smieliausaks 1999, Fukukawa and Mock 2011）。しかし、いずれの研究においても、否定的アサーションなる概念自体を使用することの意味や問題についての検討はなされていない。実証主義に対比する反証主義との観点から、否定的アサーションが取り上げられている場合もある。

(24) 経営者による重大な財産不正の疑いがある場合でも、それが財務諸表の重要な虚偽表示に影響を与えていないと判断されるような場合あるいは財務諸表上の重要性を有していない場合において、その疑いを確定あるいは解消させるための監査手続を実施すべきかどうかについては、意見が分かれるであろう。肯定的アサーションの枠内で行うべきとする考え方も当然あり得る。

反映させるも、あくまで（監査人の意識のなかで）観念することが必要である。たとえば上記の例で言えば、「売掛金期末残高100百万円には重要な架空の売掛金が含まれている。」(C) という否定的命題を黙示的に設定し、それに適合する監査手続を実施する。監査手続上の探りは、架空口座もしくは架空取引が存在していたかどうかの見極めになり、それ故、監査手続は一段と不正探索的（forensic）になる。否定的な立証のテーマを監査人が観念しなければならない場合とは、監査人を取り巻く状況が切迫し、かつ、監査契約の解消も選択肢として考えなければならない異常な状況である。このような状況を示す事態を過去の監査の失敗事例に求めるとすれば、山一証券粉飾決算事件（1998）やオリンパス粉飾決算事件（2011）であろう²⁵⁾。いずれにしても、これらの監査事例については、監査の限界を明らかにするという意味でも、学術的な研究が必要である。

しかし、財務諸表監査における監査認識の難しさはこれ以上のところにある。立証のテーマをアサーションとして設定することは、財務諸表監査における監査人の認識のあり方を理解するうえでの原則（基本）であるが、そこには、すでに言及したように、確証傾向が、財務諸表監査が抱える「構造上の落とし穴」として待ち構えている。その落とし穴に監査人が落ちることのないようにするための監査判断のあり方を学問的に模索するところに、監査理論（監査研究）の存在価値の1つがある。

25) しかし、両事例の状況は同じではない。山一証券事件においては、監査人は不正会計の糸口にたどり着けないまま事件の発覚を迎えた。オリンパス事件においては、監査人は不正会計の疑いを抱き始めて、被監査会社との間で極めて微妙な状況に入り、監査契約の解消に向かった。それぞれ事例において、担当監査人が否定的立証のテーマを認識していたか、それとも、依然として肯定的立証のテーマを受けた監査手続を行っていたのか、仮に否定的立証のテーマを認識していた場合、その認識時点とはいつか、といった疑問が出てくる。この疑問を払拭できるような研究が現実にも可能かどうかは分からないが、山一証券監査においては、不正会計そのものの糸口さえつかむことができなかつたことと設定された立証のテーマのあり方との間には因果関係があったのか、オリンパス監査においては、糸口に触り始めたことと設定された立証のテーマとの間には因果関係があったのか、糸口に深く切り込む不正探索的監査手続が実際に行われていたのか、それともアサーションを前提にした監査手続に留まっていたのか、何らかの形で明らかにされる必要がある。

監査人が監査現場において不自然さ（矛盾）を感じとり、財務諸表の重要な虚偽表示の可能性を強く感じとった場合には、監査人は実証主義のもとで懐疑心の深度を中立的懐疑心から推定的懐疑心に高め、追加的な監査手続を実施することによって、当該アサーションの確からしさについての信念を形成するに足る合理的な基礎を確かめることができる。これは監査人が財務諸表監査において想定することのできる通常の場合での対応である。

問題は、財務諸表が不正（とりわけ経営者不正）によって汚染されている場合である。その代表は、経営者が外部の第三者（銀行やファンド）を介在させた不正会計のスキームを用意することによって、財務諸表を徹底的に粉飾する場合（たとえば1998年の山一証券粉飾事件や2011年のオリンパス粉飾事件）であろう。このような場合に、それを「監査の限界」として片づけることは容易であるが、（法的責任の議論はさておき）、監査を扱う学問としては、そのような異常な状況に晒されている、あるいは晒されようとしている監査人が採った監査認識上の道筋を明らかにしておく必要がある。

監査人が不自然さを強く感じ取っていることが前提であろうが、この不自然さが払拭されず、反対に増幅するような場合には、財務諸表の適正表示を否定する立証のテーマ（否定的命題）を設定し、それを裏づける証拠（負の証拠）を見つけにかかる、という意味での強めた**反証主義**（falsification）が採用されるべきであろう。

財務諸表監査において、否定的な立証のテーマをとりあげること自体、つい最近（Panel 2000）までタブーであった。また、否定的な立証のテーマの扱いは理論的にも簡単ではない。財務諸表監査という衣装を纏った「不正摘発監査」に変質したものではないか——監査人の役割の実質的な変更——との批判もあり得るからである。否定的な立証のテーマを意識すれば、自ずと、監査手続自体は変質し、不正摘発監査（forensic audit）において用いられる監査手続に近くなる。不正摘発的な監査手続は、経営者の主張にかかわらず、監査人が被

監査会社の経営者の誠実性を正面から疑い始めていることを意味している。それ故、そのような監査人の意識は被監査会社に早晚伝わっていき、双方が疑心暗鬼になり、「ぎくしゃくした雰囲気」が支配し、監査人側の行動によっては、被監査会社との間に摩擦を引き起こす。監査人の疑念が杞憂に過ぎなかった場合には、監査契約の解消にもつながり得る。したがって、財務諸表に重要な虚偽表示が隠されているのではないかと疑念を反映する否定的な立証のテーマ（否定的命題）は黙示的に観念されたまま、監査人は必要な監査証拠を模索することになる。

たとえば、わが国において近年生じた複数の会計不正は、残念なことではあるが、この種の監査アプローチが状況によっては、監査人の独立性の維持と財務諸表監査に対する社会的信頼を確保するために必要であることを示唆している。否定的命題の設定に関して、現実の監査実務はどのような状況なのであるうか。

否定的命題を財務諸表の適正表示との関係において認識することは、監査上の懐疑の枠組みからすれば、懐疑の幅（広さ）に関係する。しかし、否定的な立証のテーマ自体が監査研究のうえで明示的に捉えられたのは——そこにおける議論や説明は必ずしも十分ではないが——、一部（Smieliauskas 1999, 92-93; 鳥羽 2009, 241-242; Fukukawa and Mock 2011, 82-83）にすぎない。監査上の懐疑を監査人の懐疑心のレベル（懐疑の深さ）だけに特化させる（判断）研究は、財務諸表監査そのものが抱えている本質的な側面を等閑視するものであろう。確証傾向を監査人が独特に有する個人的特性（trait）に起因するものと単純化するのではなく、財務諸表監査が抱える構造的な特性として理解する必要がある。それ故、財務諸表監査における懐疑の問題は、財務諸表監査が本質的に抱える確証傾向とどのように対峙するかという視点から取り上げる必要がある。

監査研究は、否定的な立証のテーマを識別することを通じて、財務諸表に意

図的に隠された財務諸表の重要な虚偽表示を“探り出す”方向で再構築される必要がある。この探り出しは財務諸表監査の枠組みのなかでどの程度まで、そしてどの範囲で認められるのか、また、その探り出しが健康的なものであるのか、反対に不必要な探りが執拗になされているのではないか（過度の懐疑心）、あるいは必要な探りが継続されず途切れてしまっているのではないか、といった点についての分析・考察が重要である。

確証傾向は監査現場に従事している監査人や監査スタッフだけでなく、監査結果の審査に従事する審査責任者においても、程度の差こそあれ、生じうる。監査法人全員が基本的には経営者とともに、財務諸表の適正表示に向かって進んでいる状況のもとでは、確証傾向を完全に断ち切ることはできない。しかし、過度な確証傾向を防ぐための仕組みが監査法人のインフラとして業務プロセスのさまざまなところに組み込まれている必要がある。監査法人の業務の質に影響を与える監査法人の風土が緩ければ、確証傾向が過度に進み、監査判断の独立性は、知らずと蝕まれ、麻痺してしまうことになる。たとえば、以下のような組織文化が監査人個人に負のメッセージを伝えているはずである。

- ① たとえ不自然さを検出しても、それを放置する意識、放置されてもそれを咎めない組織文化
- ② 監査指示書（監査マニュアル）への完全な遵守が組織的に徹底され、また、監査スタッフの評価もそれに基づいてなされ、監査スタッフの創意による監査手続の実施がほとんど許されていない体制
- ③ 不自然さを検出しても、それを監査調書において有効な形で記載することの妨げになる監査調書の様式
- ④ 監査人に与えられる命題（アサーション）は、つねに正の形で（肯定的に）に記述され、監査スタッフが負の形で（否定的に）観念して監査手続を決定することにブレーキをかける組織文化
- ⑤ 部下がいかに丁寧に監査調書を作成しても、上司はほとんどレビューし

ていない（あるいは、表面的なレビューしかしていない）という観察を部下がする組織

- ⑥ 不自然さや齟齬が検出されたとしても、それを監査調書に記載すると、更なる仕事が増えることを嫌い、何もなかったごとくの監査調書を作成しようとする意志が監査スタッフのなかで強く、また、それを生む組織文化
- ⑦ 監査チームの討議もほとんど行われず、あるいは、問題点が明らかになっても、後は上司が対応するという事で幕引きが図られ、その後のフォローアップが部下に説明されていない組織
- ⑧ 企業を取り巻く内外のビジネス・リスクの評価が形式的で（十分に行われず）、それ故、虚偽記載リスクの程度も分からないまま（十分に納得しないまま）、ともかく、指定された監査手続を消化することが優先される組織文化
- ⑨ 微妙な問題に触れるような状況に監査スタッフが立ち入った場合に、必要とされる監査証拠の入手を含め、上司がそれ以上の監査手続にブレーキをかけるシグナルを陰に陽に担当者に伝える組織
- ⑩ 被監査会社の沿革・業績や業界内での地位が監査法人内の監査責任者の地位や発言力に影響し、監査の質よりも、むしろ被監査会社との関係や営業優先をことさら重視するような組織文化
- ⑪ 監査チームと被監査会社の経理部門スタッフ間の風通しを偏重し、それに腐心する監査人が責任者である組織
- ⑫ integrity そのものに問題のある上司が監査チームの責任者として配置されている組織

VIII 結びに代えて—今後の監査判断研究

監査人の職業的懐疑心は、監査の失敗や監査の質に大きく関係する、国際監

査・保証基準審議会（IAASB 2015）が現在取り上げている喫緊のテーマである。しかし、そこでの議論は、財務諸表監査が構造的に抱えている確証傾向という問題を直視しているようには思われない。それは、すでに指摘したように、監査人の個人的特性が関係する確証傾向ではなく、言明の監査としての財務諸表監査が本質的に（構造的に）有している特性としての確証傾向である。

監査人の職業的懐疑心を対象とした先行研究は、全体として、監査人個々人が有する個人的特性に焦点を絞っている。監査現場において監査認識（監査手続）に従事する監査人や監査スタッフが財務諸表項目や当該財務諸表項目に含まれている会計上のアサーションをどの程度深く疑うかは、当該監査人の生来の性格（信じやすい性格・納得に時間がかかる性格など）に加えて、当該監査人の有する専門的知識と実務経験、被監査会社の属する業界および被監査会社のビジネス・モデルについての精通度等によって影響を受ける。この点は、実証研究によって明らかにされている。

監査の失敗は、ほとんどの場合、①監査人の独立性の欠如や麻痺または②職業専門家としての正当な注意の欠如（とりわけ監査手続に関連しては、職業的懐疑心の欠如や不足）という2つの軸によって説明されてきた。本論文は、こうした現象（とりわけ②）の背景には財務諸表監査自体の本質的構造が関係しており、その点について学術的なメスを入れることなしに、監査の失敗や監査の質の問題を解決することは難しいのではないかと認識している。

たとえば、ある財務諸表項目の金額を見積もりにて計上せざるを得ない場合、注意深い経営者であれば、さまざまな前提のもとに複数の見積もりモデルをまず設定し、経営者にとっての得失等を慎重に検討し、最終的に1つの見積もりモデルに絞り、監査人に提示する。経営者は当該モデルの合理性や当該モデルのもとで算定された金額の妥当性を監査人に説明するため、それを支える資料だけを用意・提示する。かくして、監査人は、好むと好まざるとにかかわらず、経営者の用意する（演ずる）肯定的世界に取り囲まれることとなる。換

言すれば、経営者の主張における問題点を指摘する（否定する）姿勢よりも、会社の用意した資料を用いて裏づける（肯定する）姿勢が強くなる。監査判断で問題となる確証傾向は、このような財務諸表監査の本質的な構造を背景にして引き起こされる。換言すれば、確証傾向は監査人の個人的特性によってもたらされる監査認識上の問題に加えて、財務諸表監査の構造的な特性という側面を有している。監査研究は、この側面に焦点を当てる必要がある。

最後に残された難しい問題は、監査人や監査スタッフが被監査会社の作成した財務諸表に関連して観念する否定的命題の意味である。この否定的命題は監査人の心の中で意識されるものであり、それが言語を通じて表に出ない限り、他人はそれを認識することはできない。監査人の心の中に留められる傾向のある negative implicitness に、監査研究はどのように向かい合ったらよいのであろうか。Implicitness は、われわれの言語世界の中心を占めるものであろう。言語を媒体としたコミュニケーションの世界において明示的に伝達される部分は限られており、それよりも何倍も多くは黙示性（implicitness）が背後に控えている、あるいは控えているはずである。現場でいろいろな状況に遭遇し、さまざまに考え・判断することが求められる監査スタッフのコミュニケーションのあり方は、監査上の懐疑（懐疑心）のあり方（伝え方や伝える範囲等）に影響を与えているかもしれない。監査判断における implicitness は、証拠プロセスの各段階（PDCA）に影響を与えているはずである。

会計は「もの」や「こと」を記録し、それを情報化するという意味で明示的な世界に強くかかわっている、といえるかもしれない。会計基準を設定することの意味は、特定の会計処理方法に関して財務諸表関係者（経営者・利用者・監査人）がそれぞれ観念する異なる立場を明らかにし、議論を通じてまとめ、その結果を「基準」として合意することにある。では、監査はどうであろうか。会計の明示的な世界をそのまま受け入れ、それだけに溺れてよいのであろうか。監査の有する1つの学問的な意義は、監査人と監査スタッフが各自の心の

中で意識している財務諸表の質や監査認識等についての黙示的な世界を、監査証拠の世界においてどのように明示化するか、というところにあるのではなからうか。

参考文献

- Arens, A. A., R. J. Elder, and M. S. Beasley. 2003. *Auditing and Assurance Services, an Integrated Approach*. New Jersey: Prentice Hall, Upper Saddle River.
- Ashton, R. K. 1986. The Argyll Foods Case. A Legal Analysis. *Accounting and Business Research* (Winter): 3-12.
- Auditing Standards Board (ASB). 1977. *Statement on Auditing Standards No.16: the independent auditor's responsibility for the detection of errors or irregularities*. New York, NY: AICPA.
- Auditing Standards Board (ASB). 1988. *Statement on Auditing Standards No.53: the auditor's responsibility to detect and report errors and irregularities*. New York, NY: AICPA.
- Auditing Standards Board (ASB). 2002. *Statement on Auditing Standards No.99: Consideration of fraud in a financial statement audit*. New York, NY: AICPA.
- Bamber, E. M., R. J. Ramsay, and R. M. Tubbs. 1997. An examination of the descriptive validity of the belief-adjustment model and alternative attitudes to evidence in auditing. *Accounting, Organizations and Society* 22 (April-May): 249-268.
- Bell, T. B., M. E. Peecher, & I. Solomon. 2005. *The 21st century public company audit: Conceptual elements of KPMG's global audit methodology*. New York, NY: KPMG International.
- Brown, P. R. and J. A. Calderon. 1993. An analysis of SEC disciplinary proceedings. *The CPA Journal* 63 (July): 54-57.
- Brown, P. R. and J. A. Calderon. 1996. Heightened SEC disciplinary activity in the 1990s. *The CPA Journal* 66 (June): 55-57.
- Chigbo, Okey. 1998. GAAP under fire. *CA Magazine* (January/February): 22-30.
- Commission on Auditors' Responsibilities (Cohen Commission). 1978. *Report, conclusions, and recommendations*. New York, NY: AICPA.
- Fukukawa, H. and T. J. Mock. 2011. Audit risk assessments using belief versus probability. *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, 30(1), 75-99.
- Hardman, D. 2009. *Judgment and Decision Making: Psychological Perspectives*. (West Sussex, UK: British Psychological Society and Blackwell Publishing Ltd).
- International Auditing and Assurance Standards Board. 2015a. Invitation to comment. *Enhancing audit quality in the public interest: a focus on professional skepticism, quality control and group audits*.
<http://www.iaasb.org/focus-audit-quality>
- International Auditing and Assurance Standards Board. 2015b. Overview-invitation to comment. *Enhancing audit quality in the public interest: a focus on professional skepticism, quality control and group audits*.
<http://www.iaasb.org/focus-audit-quality>
- Hurttt, R. K. 2010. Development of a scale to measure professional skepticism. *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, 29(1), 149-171.

- Mautz, R. K., & H. A. Sharaf. 1961. *The philosophy of auditing*. AAA Monograph No. 6. Sarasota, FL: AAA.
- Nelson, M. W. (2009). A model and literature review of professional skepticism in auditing. *Auditing: A Journal of Practice & Theory*, 28(2), 1-34.
- Peecher, M. and I. Solomon. 2014. "PCAOB's 'Audit Failure' Rate Is Highly Suspect." *CFO.com*. February 27, 2014. (<http://ww2.cfo.com/auditing/2014/02/pcaobs-audit-failure-rate-highly-suspect/>) [アクセス日: 2015年4月21日].
- Panel on Audit Effectiveness (Panel). 2000. *Report and recommendations*. Stamford, CT: AICPA.
- Robertson, J. C. 1979. *Auditing*. (Revised ed.), Dallas, TX: Business Publications.
- Smieliauskas, W. J. (1999). *A Framework for Assurance Evidence and its Role in Accounting*. Toronto, Canada: Canadian Academic Accounting Association.
- United States v. Simon, 425F. 2d 796 (2d Cir. 1969), *cert. denied*, 397U. S. 934.
- 伊藤醇. 2010. 『命燃やして 山一監査責任を巡る10年の軌跡』東洋出版株式会社.
- 亀岡恵理子. 2016. 『財務諸表監査の失敗と監査人の独立性についての研究—日米における監査の失敗事例分析に基づいて—』早稲田大学大学院商学研究科博士論文.
- 鳥羽至英. 2009. 『財務諸表監査 理論と制度』基礎篇 国元書房.
- 鳥羽至英. 2010. 「ナナボシ粉飾決算事件訴訟判決の監査上の意義」『月刊監査役』公益社団法人日本監査役協会 第565号 38-61頁.
- 鳥羽至英. 2010. 「監査の失敗と監査上の懐疑主義」『商学研究科紀要』71: 1-19.
- 鳥羽至英・秋月信二・永見尊・福川裕徳. 2015. 『財務諸表監査』国元書房.
- 林隆敏. 2013. 「アメリカの処分事例にみる職業的懐疑心」『會計』187(2): 237-250.